

疑義照会回答書

下記建設工事の入札に係る総合評価方式の評価結果等の疑義照会について、回答いたします。

| | |
|---|---------------------------------|
| 工事番号・工事名 | 西土第6号 主要地方道新潟中央環状線（明田他地内）道路改良工事 |
| 疑義照会内容 | |
| <p>技術評価点自己評価表において、評価項目の①災害時活動協力と②地域内拠点について「工事施工場所と同一区内」という文言がございます。この「同一区内」の解釈については、入札公告の「工事（委託）場所」欄を基準に考えておりました。</p> <p>本案件では、入札公告の「工事（委託）場所」欄に、「新潟市西区明田他地内」という記載がありますので、技術評価点自己評価表の「同一区内」も「西区」と考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>本案件では、位置図を参考にすると「西区、西蒲区」にまたがって工事施工場所があります。このように2つの区にまたがる施工場所の場合には、「同一区内」とは「西区」だけでなく、「西蒲区」も含まれ、2つの区が「同一区内」として評価されるのは、今までの解釈とは矛盾してしまうのではないのでしょうか。</p> <p>平成23年の総合評価案件において、今回と同様に、位置図によれば中央区と東区にまたがる工事施工場所であったため、「同一区内」の解釈について問い合わせをしましたところ、「入札公告の工事（委託）場所記載を基準と考え、新潟市中央区のみを同一区内とみなす」とのご回答を頂きました。</p> <p>今回も、以前からの基準によれば、「西区」のみを「同一区内」と解釈し、評価の対象になるのは「西区」のみと考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>この点について、ご回答いただきますようお願い申し上げます。</p> | |
| 回答 | |
| <p>本案件につきましては、工事施工場所が設計図書の位置図及び平面図のとおり、西区、西蒲区の両区における施工区域がほぼ同等であると判断されることから、評価項目の①災害時活動協力と②地域内拠点について「同一区内」として評価できる区は、「西区明田他地内」と記していますとおり「西区」と「西蒲区」の両方とする解釈で妥当であると考えます。</p> <p>平成23年に質疑をいただいた案件につきましては、施工区域のほとんどが中央区内であったことから、「中央区のみを同一区内とみなす」旨を回答しております。</p> <p>なお、既存の橋梁の維持工事等につきましては、橋梁の維持管理を行っている区を、評価項目の①災害時活動協力と②地域内拠点について「同一区内」として評価していますことを申し添えさせていただきます。</p> <p>今回いただきました疑義申立を踏まえ、個別説明書等において、入札参加者の皆様が判断に迷われることがなくなるよう、引き続き関連資料等の改善を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> | |